

施設基準の 届出及び算定ポイント

令和7年5月31日で経過措置が終了する
各項目に対する対応等

《付録》

日歯Eシステムで視聴可能な施設基準項目を満たす動画一覧
歯科外来・在宅ベースアップ評価料の届出に関する注意点等

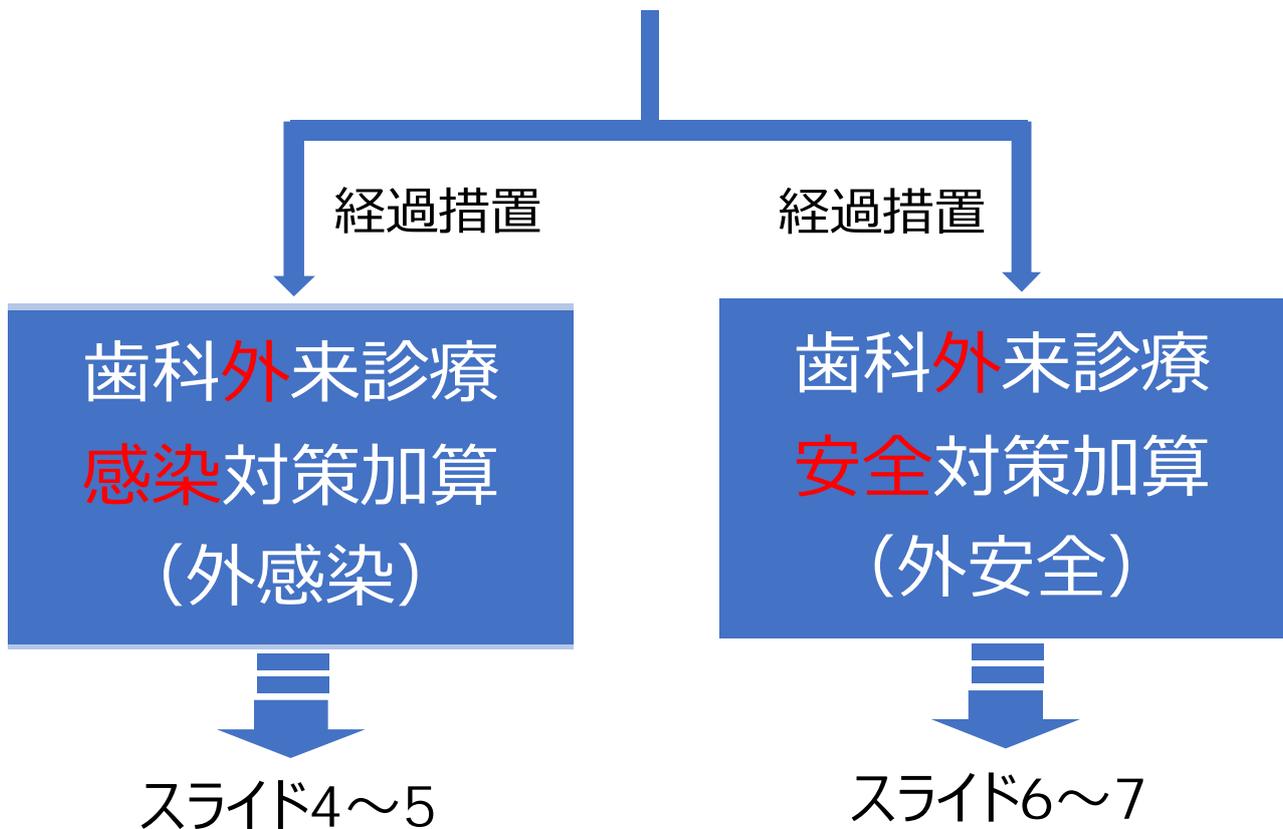
公益社団法人 日本歯科医師会
社会保険担当
令和7年4月

令和6年3月31日までに、外来環、か強診を取得していた保険医療機関等については、それぞれ新たに設定された項目に移行するための準備期間として、

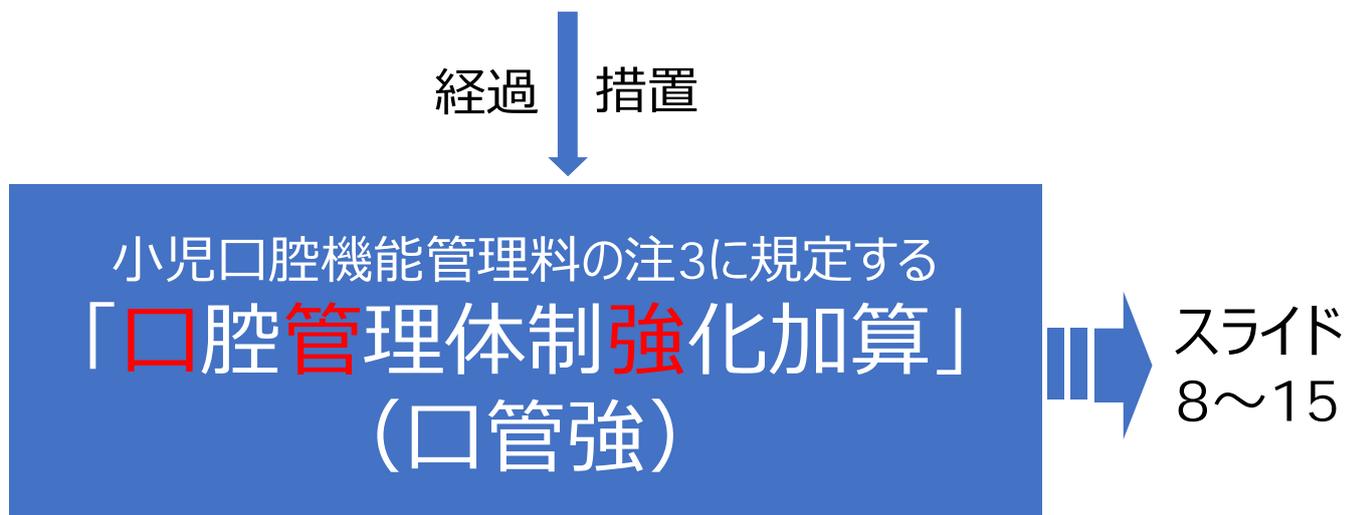
外安全、外感染と口管強について、令和7年5月31日までに移行に際して不足する施設基準を取得するための経過措置期間が設けられました。

※この資料は現時点において、いまだ「外来環」と「か強診」のままで届け出直しをされていない保険医療機関等に対して、それぞれの項目について変更を行うための届け出直しを喚起するための内容となっています。

歯科外来診療環境体制加算（外来環）



かかりつけ歯科医機能強化型歯科診療所（か強診）



外感染の施設基準には**感染対策の要素**が、
外安全の施設基準には**医療安全の要素**が含まれている

感染対策に関する事項

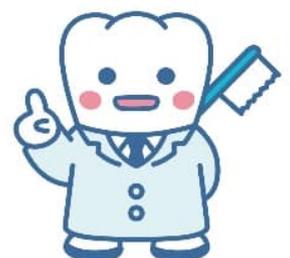
- ・歯科点数表の初診料の注1に係る施設基準の届出
- ・**歯科用吸引装置**等により、歯科ユニット毎に歯牙の切削時等に飛散する細かな物質を吸収できる環境を確保

医療安全に関する事項

- ・偶発症に対する緊急時の対応、医療事故対策等の医療安全対策に係る研修を修了した常勤の歯科医師を1名以上配置
- ・患者にとって安心して安全な歯科医療環境の提供を行うにつき次の十分な装置・器具等を有し、**自動体外式除細動 (AED)**を保有していることがわかる院内掲示
- ・診療における偶発症等緊急時に円滑な対応ができるよう、別の保険医療機関との事前の連携体制を確保
- ・見やすい場所に、歯科診療に係る医療安全管理対策を実施している旨の院内掲示
- ・歯科ヒヤリ・ハット事例収集等事業に登録もしくは、医療事故等を報告、分析その改善を実施する体制を整備 (外安全1)
- ・医療事故等を報告、分析その改善を実施する体制を整備 (外安全2)

Point!!

旧 外来環には歯科衛生士の配置が必須でしたが、外感染1においてはその要件は撤廃されています。
外安全には医療安全管理者の配置、外感染には院内感染管理者の配置が要件とされました！



歯科外来診療感染対策加算は、1から4まで種別があり、1と2が一般診療所向け、3と4が病院向けとして設定されている。

外感染1 歯科衛生士がいなくても届出可

経過措置は、院内感染管理者の配置のみ！

- ①初診料の注1に係る施設基準の届出
- ②歯科医師が複数名又は歯科医師1名以上配置されておりかつ、歯科衛生士若しくは院内感染防止対策に係る研修を受けたものが1名以上配置されている事
- ③**院内感染管理者の配置**
- ④歯科用吸引装置
- ⑤R07.6以降も算定予定の場合にはそれまでに届出直し

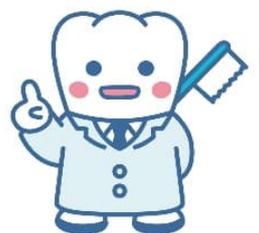
院内感染防止対策の要件を満たすための教材は日歯HPに掲載中です

外感染2 院内感染管理者の他、多数の経過措置が存在！

- ①初診料の注1に係る施設基準の届出
- ②歯科医師が複数名又は歯科医師及び歯科衛生士が1名以上配置
- ③**院内感染管理者の配置**
- ④歯科用吸引装置
- ⑤**感染経路別予防策及び施設基準を満たすための研修受講は必要（1年に1回以上受講している歯科医師の配置）**
- ⑥**新型インフルエンザ等感染症等の患者、またはその疑似患者に対して診療受け入れが可能な体制の整備**
- ⑦**新型インフルエンザ等感染症等に係る事業継続計画（BCP）の策定**
- ⑧**新型インフルエンザ等感染症等に係る医科医療機関との連携体制の整備**
- ⑨**年に1回、感染経路別予防策及び感染症に対する対策・発生動向に等に関する研修の受講状況について地方厚生局長に報告すること**

Point!!

外感染2は、経過措置期間中に追加で取得しなければならない事項が多く、施設基準取得のハードルは高いため、取得の際には十分に留意してください！



様式4 外安全1、外感染1、2は共通の様式

※外感染1は、1、2、3、9、10のみに必要事項を記入する

➡ が経過措置項目に該当

様式4

歯科外来診療医療安全対策加算1
歯科外来診療感染対策加算1
 歯科外来診療感染対策加算2

の施設基準に係る届出書添付書類

歯科医師・歯科衛生士
以外でもOK

1 届出を行う施設基準（該当するものに○を付け、受理番号を記載すること）

<input type="checkbox"/>	歯科外来診療医療安全対策加算1（2及び4から8までの項目について記載）
<input checked="" type="checkbox"/>	歯科外来診療感染対策加算1（2、3、9、10の項目について記載）
<input type="checkbox"/>	歯科外来診療感染対策加算2（2及び9から13までの項目について記載）
<input checked="" type="checkbox"/>	歯科点数表の初診料の注1に係る施設基準 受理番号：（歯初診）

※歯初診の施設基準を同時に届出する場合は、受理番号欄は「届出中」と記載すること。

2 歯科医師又は歯科衛生士の氏名
（歯科医師又は歯科衛生士を○で囲むこと）

氏名	
1.	（歯科医師・歯科衛生士）
2.	（歯科医師・歯科衛生士）
3.	（歯科医師・歯科衛生士）
4.	（歯科医師・歯科衛生士）
5.	（歯科医師・歯科衛生士）

3 院内感染防止対策に係る研修を受けた者の配置状況及び研修の受講歴等
（□には適合する場合「✓」を記入すること。）

院内感染防止対策に係る研修を受けた者を1名以上配置している	<input type="checkbox"/>
受講者名	講習名（テーマ）
歯科医師又は歯科衛生士以外の 研修受講の情報を記入・院内研修でOK	
院内感染防止対策に係る院内研修用テキスト 歯初診1、E-システムの応用でOK	

※1
※2

9 院内感染管理者

氏名	職種

※病院である医科歯科併設の保険医療機関においては、歯科の外来診療部門の院内感染管理者について記載すること。

10 当該保険医療機関に設置されている歯科用吸引装置等

一般名称	装置の製品名	台数（セット数）
歯科用吸引装置	フリーアーム・アルテオS等	1

以下の項目は歯科外来診療感染対策加算2の届出を行う場合に記載すること。

11 常勤歯科医師名と感染経路別予防策及び新型インフルエンザ等感染症等を含む感染症に係る対策・発生动向等に関する研修の受講歴等（1年以内の受講について記入すること。）

受講者名 （常勤歯科医師名）	講習名（テーマ）	受講年月日	当該講習会の主催者

※研修の受講を確認できるものを保管すること。

12 新型インフルエンザ等感染症等の発生時の体制
（適合していることを確認の上、全ての□に「✓」を記入すること。）

当該感染症患者又は疑似症患者を受け入れることを念頭に、汚染区域や清潔区域のゾーニング等を行うことができる体制である	<input type="checkbox"/>
当該感染症患者又は疑似症患者を受け入れることを念頭に、地域の歯科医療を担当する別の保険医療機関から感染症患者又は疑似症患者を受け入れる連携体制を確保している	<input type="checkbox"/>
新型インフルエンザ等感染症等発生時の事業継続計画を策定している	<input type="checkbox"/>
事業継続計画の策定年月日	年 月 日

13 新型インフルエンザ等感染症等発生時に連携する医科診療の保険医療機関

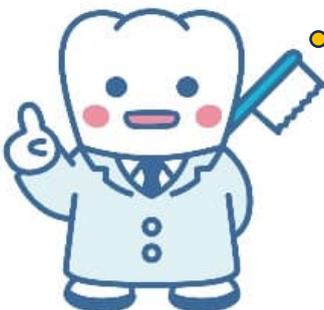
医療機関の名称	
所在地	
その他	

※病院である医科歯科併設の保険医療機関であって、当該保険医療機関の医科診療科と連携体制が整備されている場合は、「その他」の欄にその旨を記載すること。

【記入上の注意】

1 「新型インフルエンザ等感染症等」とは、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第6条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第8項に規定する指定感染症又は同条第9項に規定する新感染症のことをいう。

外感染1は、5項目の
記入のみでよいので
簡単ですよ！（※）



注意点

※外感染と外安全を同時に届け出る際には、それぞれの項目ごとに分けて届け出を行う必要があります。1枚の届出用紙で2項目を同時に届け出することはできないので、注意してください。

歯科外来診療医療安全対策加算は、1と2の種別があり、
1が一般診療所向け、2が病院向けとして設定されている

外安全1 医療安全に係る管理者の配置や院内掲示の経過措置あり！

- ① 偶発症に対する研修を修了した常勤の歯科医師を1名以上配置
- ② 歯科医師が複数名又は歯科医師及び歯科衛生士が1名以上配置
- ③ **医療安全管理者の配置**（歯科医師、衛生士以外の職種でも可）
- ④ AED、パルスオキシメーター、酸素、血圧計、救急蘇生キット
- ⑤ 別の保険医療機関との事前の連携体制を確保
- ⑥ **歯科ヒヤリ・ハットに登録**もしくは、医療事故等を報告、分析その改善を実施する体制を整備していること
- ⑦ 歯科診療に係る**医療安全対策に係る院内掲示**（ウェブサイト掲載必須）
- ⑧ R07.6以降も算定予定の場合には、それまでに届出直し

外安全を「新規」に取得する場合には、**研修受講**の必要があります！
研修を受講する場合には日歯のE-システムをご活用ください

Point!!

外感染と外安全の算定例

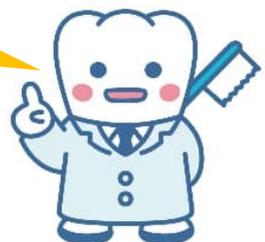
【初診時】

(新) 歯科外来診療医療安全対策加算1	12点	}	24点
歯科外来診療感染対策加算1	12点		
歯科外来診療感染対策加算2	14点		

【再診時】

(新) 歯科外来診療医療安全対策加算1	2点	}	4点
歯科外来診療感染対策加算1	2点		
歯科外来診療感染対策加算2	4点		

衛生士さんがいなくても吸引装置があれば、
外感染 1 (12点) が算定できます
外感染、外安全の両方を届出すれば、
旧 外来環よりも増点になります！



様式4 外安全1、外感染1、2は共通の様式

※外安全1は、1、2、4、5、6、7、8に必要事項を記入する

➡が経過措置項目に該当

様式4

歯科外来診療医療安全対策加算1
 歯科外来診療感染対策加算1
 歯科外来診療感染対策加算2

の施設基準に係る届出書添付書類

1 届出を行う施設基準（該当するものに○を付け、受理番号を記載すること）

<input type="checkbox"/>	歯科外来診療医療安全対策加算1（2及び4から8までの項目について記載）
<input type="checkbox"/>	歯科外来診療感染対策加算1（2、3、9、10の項目について記載）
<input type="checkbox"/>	歯科外来診療感染対策加算2（2及び9から13までの項目について記載）
<input checked="" type="checkbox"/>	歯科点数表の初診料の注1に係る施設基準 受理番号：（歯初診）

※歯初診の施設基準を同時に届出する場合は、受理番号欄は「届出中」と記載すること。

2 歯科医師又は歯科衛生士の氏名
 （歯科医師又は歯科衛生士を○で囲むこと）

氏名	
1.	（歯科医師・歯科衛生士）
2.	（歯科医師・歯科衛生士）
3.	（歯科医師・歯科衛生士）
4.	（歯科医師・歯科衛生士）
5.	（歯科医師・歯科衛生士）

3 院内感染防止対策に係る研修を受けた者の配置状況及び研修の受講歴等
 （□には適合する場合「✓」を記入すること）

院内感染防止対策に係る研修を受けた者を1名以上配置している	<input type="checkbox"/>
受講者名	講習名（テーマ）

院内感染防止対策に係る院内研修用テキスト
 歯初診1、E-システムの応用でOK（外感染1と同じ）

※1 歯科医師又は歯科衛生士以外で研修を受けた者を配置している場合に記入すること。
 ※2 研修については、院内で実施した場合でも差し支えない。

4 常勤歯科医師名と医療安全に関する研修の受講歴等

受講者名 （常勤歯科医師名）	講習名（テーマ）	受講年月日	当該講習会の主催者
旧 外来環取得時に受講した研修の内容を記載することでもOK			

※ 研修の受講を確認できるものを保管すること。

5 医療安全管理者

	職種
--	----

※病院である医科歯科併設の保険医療機関においては、歯科の外来診療部門の医療安全管理者について記載すること。

歯科医師・歯科衛生士のほか、
 医療安全対策に関する研修を受けた
 スタッフなどでもOK

6 当該保険医療機関に常時設置されている装置・器具の名称

一般名称	装置・器具等の製品名	台数（セット数）
自動体外式除細動器（AED）		
経皮的動脈血酸素飽和度測定器（パルスオキシメーター）		
酸素		
血圧計		
救急蘇生セット		
その他		

7 緊急時の連携保険医療機関

医療機関の名称	
所在地	
緊急時の連絡方法等	

8 医療安全対策に係る体制
 ①又は②のいずれかを記載すること

本登録が必要!!

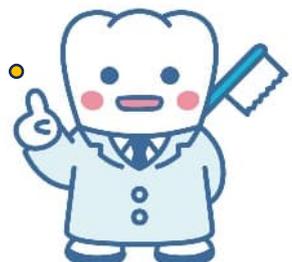
① 公益財団法人日本医療機能評価機構が定める「歯科ヒヤリ・ハット事例収集等事業」への登録状況

登録完了年月日	年 月 日
---------	-------

② 医療事故、インシデント等を報告・分析し、その改善策を実施する体制

安全管理の体制確保のための委員会の開催状況	
委員会の開催回数	回/月
委員会の構成メンバー	
安全管理の体制確保のための職員研修の開催状況	
	年 回
研修の主な内容等	

外安全1は、
 7項目の記入となります！
 （※）



注意点

※外感染と外安全を同時に届け出る際には、それぞれの項目ごとに分けて届け出を行う必要があります。1枚の届出用紙で2項目を同時に届け出することはできないので、注意してください。

かかりつけ歯科医機能強化型歯科診療所（か強診）

名称
変更(4) 歯科訪問診療料の算定又は在宅療養支援
歯科診療所 1 若しくは在宅療養支援歯科
診療所 2 との連携の実績があること。

小児口腔機能管理料の注 3 に規定する

口腔管理体制強化（口管強）加算

(4) 口腔機能管理に関する実績があること。

小児口腔機能に係る研修要件追加

※E-システムにおける研修動画を新規追加

要件
緩和

(5) 次のいずれかに該当すること。

イ 歯科訪問診療料を算定していること。

ロ 在宅療養支援歯科診療所

1、在宅療養支援歯科診療所 2 又は在宅療養支援歯科病院との
連携の実績があること。

ハ 在宅歯科医療に係る連携体制が確保されていること。

【経過措置事項】

- ①過去1年間に、**エナメル質初期う蝕管理料又は根面う蝕管理料をあわせて12回以上算定**
- ②**在宅療養支援歯科診療所 1 または 2 の施設基準に係る届出を行っていない診療所は、歯科訪問診療料の注 15 に規定する届出を実施**
- ③過去1年間に**歯科疾患管理料（口腔機能発達不全症又は口腔機能低下症の管理を行う場合に限る。）、歯科衛生実地指導料の口腔機能指導加算、小児口腔機能管理料、口腔機能管理料又は歯科口腔リハビリテーション料 3 をあわせて12回以上算定**
- ④**歯科疾患の重症化予防に資する継続管理（エナメル質初期う蝕管理、根面う蝕管理及び口腔機能の管理を含むものであること。）並びに高齢者・小児の心身の特性及び緊急時対応等に関する適切な研修を修了した歯科医師が1名以上在籍**

連携体制の確保が追加され、訪問診療の実績要件が緩和されました！④については日歯のE-システムで研修を受講することができます！



様式17の2

➡ が経過措置項目に該当

口腔管理体制強化加算の施設基準に係る届出書添付書類

➡ 1 歯科疾患の重症化予防に関する継続的な管理の実績（届出前1年間）

① 歯周病安定期治療、歯周病重症化予防治療の算定回数	合計 30回以上回
② 根面う蝕管理料、エナメル質初期う蝕管理料の算定回数	合計 12回以上回

※ ②について、令和6年5月31日以前の算定については、フッ化物歯面塗布処置及び歯科疾患管理料のエナメル質初期う蝕管理加算の算定回数を合計して差し支えない。

2 歯科点数表の初診料の注1に規定する施設基準の届出状況

届出年月日（ 年 月 日）

➡ 3 口腔機能管理の実績（届出前1年間）

① 歯科疾患管理料（口腔機能低下症又は口腔機能発達不全症の管理を行う場合に限る。）、歯科衛生実地指導料の口腔機能指導加算、小児口腔機能管理料、口腔機能管理料又は歯科口腔リハビリテーション料3の算定回数	合計 12回以上回
--	-----------

歯科疾患管理料（不全症又は低下症病名）
歯科衛生実地指料 口腔機能指導加算、
歯科口腔リハビリテーション料3が実績要件に加わる

➡ 4 歯科訪問診療料の注15に規定する届出の状況

歯援診の場合、様式の空白部分に「歯援診届出済」、届出受理番号が算定開始年月日を記載すれば、省略可能

届出年月日（ 年 月 日）

5 歯科訪問診療又は歯科訪問診療の依頼の実績（届出前1年間）

※①又は②のいずれかについて記載すること。

①	歯科訪問診療1、歯科訪問診療2又は歯科訪問診療3の算定回数	回
	歯科訪問診療を在宅療養支援歯科診療所1若しくは在宅療養支援歯科診療所2又は在宅療養支援歯科病院に依頼した回数	回
	合計	5回以上回

※ ①について、令和6年5月31日以前の算定については、歯科訪問診療1又は歯科訪問診療2の算定回数を合計して差し支えなく、歯科訪問診療3を含まないこと。

② 連携する歯科訪問診療を行う別の医療機関や地域の在宅医療の相談窓口の名称

連携が実績要件になる
地域歯科医師会や
地域の在宅口腔ケアステーションで可

いずれかに該当で可

6 他の保険医療機関との連携の実績（届出前1年間）

① 診療情報提供料（I）の算定回数	回
② 診療情報等連携共有料1又は2の算定回数	回
合計	5回以上回

※ ②について、令和6年5月31日以前の算定については、診療情報連携共有料の算定回数を合計して差し支えない。

様式17の2

7 歯科疾患の継続管理等に係る研修の受講歴等

受講歯科医師名	当該医療機関に、歯科疾患の重症化予防に資する継続管理（エナメル質初期う蝕管理、根面う蝕管理及び口腔機能の管理を含むものであること。）、高齢者並びに小児の心身の特性及び緊急時対応に関する適切な研修を修了した歯科医師が1名以上在籍していること。なお、既に受講した研修が要件の一部を満たしている場合には、不足する要件を補足する研修を受講することでも差し支えない 日歯E-システムに研修用の動画を掲載しています！
研修名	
受講年月日	
研修の主催者	
講習の内容等	

- ※1 研修会の修了証（当該研修の名称、実施主体、修了日及び修了者の氏名等を記載した一覧でも可）の写しを添付した場合には、上記への記載を省略して差し支えない。
- ※2 歯科疾患（エナメル質初期う蝕管理、根面う蝕管理に関する内容を含むものであること。）及び口腔機能の継続管理並びに高齢者・小児の心身の特性及び緊急時対応等を含むこと。

8 歯科医師又は歯科衛生士の氏名等（勤務形態及び職種は該当するものに○）

勤務形態	職種	氏名
常勤／非常勤	歯科医師／歯科衛生士	

9 緊急時の連携保険医療機関

医療機関の名称	
所在地	連携の取れている医科の医療機関に了解を取って記載 緊急時の連絡方法は電話等
緊急時の連絡方法等	

様式17の2

旧 口管強であった医療機関の場合、5 で在宅連携の医療機関であることを記入していれば、記載省略可能

10 迅速な歯科訪問診療が可能な体制

※ 当該保険医療機関で歯科訪問診療を行う場合に記載すること。

歯科訪問診療を行う 歯科医師名	当該担当医名、当該担当医の連絡先電話番号、診療可能日、緊急時の注意事項等について、事前に患者又は家族に対して説明の上、文書により提供していること
診療可能日	

11 当該地域における保険医療機関、介護・福祉施設等との連携の状況

① 居宅療養管理指導の提供実績	(実施回数) 回
② 在宅歯科栄養サポートチーム等連携指導料	(算定回数) 回
③ 初診料の注6、再診料の注4、歯科訪問診療料の注8の 歯科診療特別対応加算1、2又は3	(算定回数) 回
④ 退院時共同指導料1、在宅歯科医療連携加算1若しくは2、小児在宅歯科医療連携加算1若しくは2、在宅歯科医療情報連携加算、退院前在宅療養指導管理料、在宅患者連携指導料又は在宅患者緊急時等カンファレンス料	(算定回数) 回
⑤ 地域ケア会議の出席	(会議名) (直近の出席日) 年 月 日
⑥ 在宅医療に関するサービス担当者会議等又は病院・診療所・介護保険施設等が実施する多職種連携に係る会議等の出席	(会議名) (直近の出席日) 年 月 日
⑦ 認知症対応力向上研修等、認知症に関する研修を受講	(研修名) (研修実施主体) (修了年月日) 年 月 日 (修了者氏名)
⑧ 在宅医療・介護等に関する研修を受講	(研修名) (研修実施主体) (修了年月日) 年 月 日 (修了者氏名)
⑨ 学校歯科医等に就任	(学校等の名称)

①～④については
すべて1回以上の
算定実績が必要

⑤⑥は1年以内に該当する
会議への出席実績が必要

⑦⑧は3年以内に該当する研修を受講していることが必要（疑義解釈通知）、修了証の写しを添付
当該研修の名称、実施主体、修了日及び修了者の氏名等を記載した一覧でも可

日歯E-システムに研修用の動画を掲載しています！

様式17の2

⑩ 介護認定審査会の委員の経験	(在任期間) 年 月 ~ 年 月
⑪ 過去一年間の福祉型障害児入所施設、医療型障害児入所施設、介護老人福祉施設又は介護老人保健施設における歯科健診への協力	(施設名) (実施日) 年 月 日
⑫ 自治体を実施する歯科保健に係る事業への協力	(事業名) (実施日) 年 月 日

- ※1 ①~⑫については、7に記載する歯科医師の実績について記載すること。
- ※2 ※1に該当する歯科医師が複数名配置されている場合は、そのうち、いずれか1名について記載すること。
- ※3 ①から④までについては、過去1年間の実績を記載すること。
- ※4 ②について、令和6年5月31日以前の算定については、栄養サポートチーム等連携加算1又は2の算定回数を合計して差し支えない。
- ※5 ③について、令和6年5月31日以前の算定については、歯科診療特別対応加算又は初診時歯科診療導入加算の算定回数を合計して差し支えない。
- ※6 ⑦、⑧について、内容が確認できる研修会の修了証（当該研修の名称、実施主体、修了日及び修了者の氏名等を記載した一覧でも可）の写しを添付した場合には、上記への記載を省略して差し支えない。

12 当該保険医療機関に常時設置されている装置・器具の名称 **赤字は一例**

一般名称	装置・器具等の製品名	台数（セット数）
自動体外式除細動器（AED）	カルジオライフAED2100等	1
経皮的動脈血酸素飽和度測定器（パルスオキシメーター）	Pulse One PMP-100A/B等	1
酸素供給装置	酸素吸入器OX-500VDX 等	1
血圧計	自院に設置してある製品名	1
救急蘇生セット	アンビューバック・緊急薬品等	1
歯科用吸引装置	フリーアーム・アルテオS等	1

小機能・口機能の体系変更

小児口腔機能管理料	100点	60点	(-40点)
口腔機能管理料	100点	60点	(-40点)

歯科口腔リハビリテーション料3の新設（1口腔につき）（※）

- (新) 1 口腔機能の発達不全を有する18歳未満の患者の場合
50点（月2回に限り） **歯リハ3(1)**
- (新) 2 口腔機能の低下を来している患者の場合
50点（月2回に限り） **歯リハ3(2)**

口管強の歯科医療機関で想定される算定パターン

改定前
小児口腔機能管理料 100点 (月1回)

or

改定前
口腔機能管理料 100点 (月1回)

口腔管理体制強化加算（口管強）50点

+

改定後	
小児口腔機能管理料	60点（月1回）
or	
口腔機能管理料	60点（月1回）
歯科口腔リハビリテーション料3	50点 (月2回に限り)
口腔管理体制強化加算	<u>50点</u>
	160 or 210点



「りっふるくん」は口を閉じる力を測定できる口唇閉鎖力測定器です。



舌圧

口管強の歯科医療機関は、**大幅な増点!!**

小児口唇閉鎖力検査
100点

舌圧検査140点

小機能の診断に、舌圧検査が加わった

舌接触補助床（PAP）
新たに製作した場合2,500点 旧義歯を用いた場合1,000点
に口腔機能低下症等の患者で発音・構音障害を有するものを追加

- (新) 根面う蝕管理料 30点 月1回限り 根C管
- (新) エナメル質初期う蝕管理料 30点 月1回限り Ce管

1031 フッ化物歯面塗布処置（1口腔につき）

改定前	改定後
1 う蝕多発傾向者の場合 110点	1 う蝕多発傾向者の場合 110点
2 初期の根面う蝕に罹患している患者の場合 110点	2 初期の根面う蝕に罹患している患者の場合 80点
3 エナメル質初期う蝕に罹患している患者の場合 130点	3 エナメル質初期う蝕に罹患している患者の場合 100点

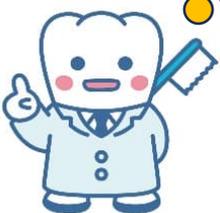
根面う蝕管理料

- ・歯科疾患管理料、歯科特定疾患療養管理料を算定した患者
(65歳以上のものに限る。)

歯科訪問診療料の算定患者で、初期の根面う蝕に罹患しているものが対象
当該う蝕の評価に基づく管理計画を作成しその内容について説明を行い、
非切削による当該う蝕の管理を行う場合に、月1回に限り算定可能。

- ・同日にフッ化物歯面塗布または機械的歯面清掃処置を行った場合は、それぞれ別途算定可能。
- ・患者等に対し、説明した内容の要点を診療録に記載。

根管強を算定している医療機関では、
**根管強加算として48点
が毎月算定**
可能なので、改定前より増点です！



口腔管理体制強化加算（口管強）の歯科医療機関

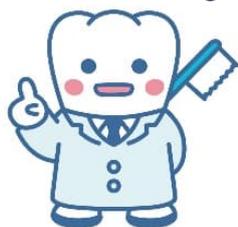
改定前	
根面う蝕 F局	110点 (3月1回)
歯清	72点 (2月1回)
(182→0→72→110)	
1ヶ月	2 3 4



改定後	
根面う蝕F局	80点 (3月1回)
根面う蝕管理料	30点
歯清	72点
口管強加算	48点 (各月1回)
【口管強】(230→150→150→230)	
1ヶ月	2 3 4
	+48 +150 +78 +120

歯清は、口管強を算定する患者であって、特に歯清72点が必要と認められる患者は毎月算定可(多剤服用患者、唾液分泌量の低下が認められるもの)

65歳以上または訪問診療の方に対する初期の根面う蝕の管理は、重症化予防のために必須です！



改定前	
【か強診】 (廃止)	
エナメル質初期う蝕 管理加算	260点 (月1回)



改定後	
【口管強】	250点 (-10点)
初期う蝕F局	100点
エナメル質初期管理料	30点
歯清	72点
口管強加算	48点 (各月1回)

付録 日歯E-システムで受講可能な項目（動画）一覧

歯初診

経過措置対応

口腔強

外安全

歯援診

オンライン診療

チェック欄	大項目	中項目	タイトル	講師名
歯科点数表の初診料の注1に規定する施設基準 ※令和4年4月 診療報酬改定「新興感染症」の内容を含む				
<input type="checkbox"/>	33 感染予防と滅菌法	02 感染予防対策セミナー	[動画] 1/1 エビデンスに基づく一般歯科診療における院内感染対策	小林隆太郎
口腔管理体制強化加算 施設基準（6）				
<input type="checkbox"/>	34 口腔健康管理	09 口腔健康管理セミナー	[動画] 1/6 歯科診療における緊急時の対応 1.歯科診療と高齢者	宮脇卓也
<input type="checkbox"/>	34 口腔健康管理	09 口腔健康管理セミナー	[動画] 2/6 歯科疾患の重症化予防に資する継続管理（エナメル質初期う蝕管理、根面う蝕管理）	林美加子
<input type="checkbox"/>	34 口腔健康管理	09 口腔健康管理セミナー	[動画] 3/6 健康な歯周環境を長期的に維持するには～歯周基本治療からみえてくるもの～ 4.歯周外科手術の実際、5.健康な歯周組織の維持（支援的歯周治療の留意点）	内田剛也
<input type="checkbox"/>	34 口腔健康管理	09 口腔健康管理セミナー	[動画] 4/6 はじめての在宅歯科医療～地域包括ケアにおけるかかりつけ歯科医の役割～ 3.要介護高齢者の心身の特性の理解と緊急時への対応について	細野純
<input type="checkbox"/>	34 口腔健康管理	09 口腔健康管理セミナー	[動画] 5/6 子どもの心身の特性および緊急時対応	小方清和
<input type="checkbox"/>	34 口腔健康管理	09 口腔健康管理セミナー	[動画] 6/6 【いずれか1つを選択】 口腔機能の評価と支援 3.口腔機能発達不全症の評価と対応	弘中祥司
<input type="checkbox"/>	34 口腔健康管理	09 口腔健康管理セミナー	[動画] 6/6 【いずれか1つを選択】 口腔機能の評価と支援 4.口腔機能低下症の成因と対策	弘中祥司
<input type="checkbox"/>	34 口腔健康管理	09 口腔健康管理セミナー	[動画] 6/6 【いずれか1つを選択】 認知症高齢者の口腔健康管理 1.認知機能の低下と口腔機能低下	枝広あや子
口腔管理体制強化加算 施設基準（9） カ 在宅医療又は介護に関する研修				
<input type="checkbox"/>	34 口腔健康管理	09 口腔健康管理セミナー	[動画]カ 1/4 はじめての在宅歯科医療～地域包括ケアにおけるかかりつけ歯科医の役割～ 1.歯科訪問診療の概要	細野純
<input type="checkbox"/>	34 口腔健康管理	09 口腔健康管理セミナー	[動画]カ 2/4 はじめての在宅歯科医療～地域包括ケアにおけるかかりつけ歯科医の役割～ 2.歯科訪問診療の実際	細野純
<input type="checkbox"/>	34 口腔健康管理	09 口腔健康管理セミナー	[動画]カ 3/4 はじめての在宅歯科医療～地域包括ケアにおけるかかりつけ歯科医の役割～ 3.要介護高齢者の心身の特性の理解と緊急時への対応について	細野純
<input type="checkbox"/>	34 口腔健康管理	09 口腔健康管理セミナー	[動画]カ 4/4 はじめての在宅歯科医療～地域包括ケアにおけるかかりつけ歯科医の役割～ 4.地域包括ケアシステムにおける地域連携について	細野純
口腔管理体制強化加算 施設基準（9） ク 認知症対応力向上研修				
<input type="checkbox"/>	35 認知症	02 認知症対策セミナー	[動画] 1/4 認知症高齢者の口腔健康管理 1.認知機能の低下と口腔機能低下	枝広あや子
<input type="checkbox"/>	35 認知症	02 認知症対策セミナー	[動画] 2/4 認知症高齢者の口腔健康管理 2.認知症とともに生きる世界の理解	枝広あや子
<input type="checkbox"/>	35 認知症	02 認知症対策セミナー	[動画] 3/4 認知症高齢者の口腔健康管理 3.原因疾患別の特徴	枝広あや子
<input type="checkbox"/>	35 認知症	02 認知症対策セミナー	[動画] 4/4 認知症高齢者の口腔健康管理 4.食を支え生活を支える歯科医療	枝広あや子
歯科外来診療医療安全対策加算1・歯科外来診療医療安全対策加算2				
<input type="checkbox"/>	34 口腔健康管理	10 医療安全セミナー	[動画] 1/5 歯科診療における緊急時の対応 1.歯科診療と高齢者	宮脇卓也
<input type="checkbox"/>	34 口腔健康管理	10 医療安全セミナー	[動画] 2/5 歯科診療における緊急時の対応 2.緊急時の患者の評価	宮脇卓也
<input type="checkbox"/>	34 口腔健康管理	10 医療安全セミナー	[動画] 3/5 歯科診療における緊急時の対応 3.一次救命処置	宮脇卓也
<input type="checkbox"/>	34 口腔健康管理	10 医療安全セミナー	[動画] 4/5 歯科診療における緊急時の対応 4.偶発症への対応	宮脇卓也
<input type="checkbox"/>	34 口腔健康管理	10 医療安全セミナー	[動画] 5/5 (No.0609)一般歯科診療所における医療安全	井上孝、片倉朗
在宅療養支援歯科診療所1・在宅療養支援歯科診療所2				
<input type="checkbox"/>	34 口腔健康管理	11 在宅療養支援セミナー	[動画] 1/5 歯科診療における緊急時の対応 1.歯科診療と高齢者	宮脇卓也
<input type="checkbox"/>	34 口腔健康管理	11 在宅療養支援セミナー	[動画] 2/5 歯科診療における緊急時の対応 4.偶発症への対応	宮脇卓也
<input type="checkbox"/>	34 口腔健康管理	11 在宅療養支援セミナー	[動画] 3/5 認知症高齢者の口腔健康管理 1.認知機能の低下と口腔機能低下	枝広あや子
<input type="checkbox"/>	34 口腔健康管理	11 在宅療養支援セミナー	[動画] 4/5 口腔機能の評価と支援 4.口腔機能低下症の成因と対策	弘中祥司
<input type="checkbox"/>	34 口腔健康管理	11 在宅療養支援セミナー	[動画] 5/5 はじめての在宅歯科医療～地域包括ケアにおけるかかりつけ歯科医の役割～ 3.要介護高齢者の心身の特性の理解と緊急時への対応について	細野純
「歯科におけるオンライン診療の適切な実施に関する指針」の「V3（2）歯科医師教育／患者教育」に記載されている「厚生労働省が定める研修」（歯科点数表の初診料の注1 6及び再診料の注1 2に規定する施設基準）				
<input type="checkbox"/>	34 口腔健康管理	13 オンライン診療	[動画] 1/5 歯科におけるオンライン診療の基本的理解と関連する諸制度	林正純
<input type="checkbox"/>	34 口腔健康管理	13 オンライン診療	[動画] 2/5 歯科におけるオンライン診療の提供に当たって遵守すべき事項	林正純
<input type="checkbox"/>	34 口腔健康管理	13 オンライン診療	[動画] 3/5 歯科におけるオンライン診療の提供体制	山本隆一
<input type="checkbox"/>	34 口腔健康管理	13 オンライン診療	[動画] 4/5 歯科におけるオンライン診療とセキュリティ	山本隆一
<input type="checkbox"/>	34 口腔健康管理	13 オンライン診療	[資料] 5/5 実臨床におけるオンライン診療の事例	日本歯科医学会ほか

視聴は簡単なので、是非一度ご覧ください！



歯科外来・在宅ベースアップ評価料の（Ⅰ）に関しては、
より多くの医療機関が算定できるよう、様式が簡略化されました！！

ここでは、簡略化された様式を用いた場合のベースアップ評価料（Ⅰ）の記入方法について例示します。

歯科外来・在宅ベースアップ評価料（Ⅰ）専用届出様式のシート構成

「別添」シート

以下について確認の上、☑を記載すること

毎年8月において、前年度の賃金改善の取組状況について、様式により、「賃金改善実績報告書」を作成し、報告することについて、理解しました。

届出に関する基本事項

1 保険医療機関に関する情報

保険医療機関コード	
保険医療機関名	
所在地	
住所	
〒	
電話番号	
担当医師氏名	
電話番号	

2 届出を行う評価料(届出を行う項目に☑を記載すること)

外来・在宅ベースアップ評価料(Ⅰ)

「計画書」シート

1. 賃金改善実施期間及びベースアップ評価料算定期間

(1) 賃金改善実施期間

(2) ベースアップ評価料算定期間

2. 届出を行う評価料(届出を行う項目に☑を記載すること)

外来・在宅ベースアップ評価料(Ⅰ)

「届出書」シート

1. 届出を行う評価料(届出を行う項目に☑を記載すること)

外来・在宅ベースアップ評価料(Ⅰ)

・届出に関する基本事項
・算定に関する事項
・賃金改善に関する事項
を記載する

「別添」シートの記載情報が自動
で転記される。
⇒ 新たに記載する必要なし！

「別添」シートの記載情報が自動
で転記される。
⇒ チェック欄に✓するだけ

直近1カ月間の実績（初・再診料等の算定回数）を入力

★令和7年4月から算定開始の場合★

4 ベースアップ評価料算定期間

① 届出に係る年度においてベースアップ評価料の算定を開始する月 令和 7 年 4 月

② 届出に係る年度においてベースアップ評価料の算定を終了する月(原則として3月) 令和 8 年 3 月

※ ベースアップ評価料は、届出をした日の翌月1日(月の最初の開庁日)に届出した場合は、当月1日から算定可能

⑦ 基本的に、
・算定を開始する月 「令和7年4月」
・算定を終了する月 「令和8年3月」

5 外来・在宅ベースアップ評価料(Ⅰ)等により算定される金額の見込み

【直近1か月間の算定回数(実績)】※記載上の注意2～10参照

点数表の項目	算定回数
③ 初診料等	回
④ 再診料等	回
⑤ 訪問診療料(同一建物以外)	回
⑥ 訪問診療料(同一建物)	回
⑦ 初診料等	70 回
⑧ 再診料等	210 回
⑨ 歯科訪問診療料(同一建物以外)	2 回
⑩ 歯科訪問診療料(同一建物)	8 回

1カ月の算定回数のみ必要
⑦～⑩の初再診料等に何が含まれるかは、記載上の注意を確認する
* 原則、直近1ヶ月間の初再診料の算定回数の実績等を入力する
* 直近1カ月の算定実績が通常と大きく異なる場合は、直近3カ月の平均算定回数に代替するなど、適宜、合理的な方法で算出して差し支えない

⑨ ベースアップ評価料による算定金額の前年度からの繰越予定額 0 円

※ 初届出時及び前年度からの繰越がない場合は0と記載すること。

⑩ 1か月当たりの外来・在宅ベースアップ評価料(Ⅰ)等による算定金額の見込み (⑩の賃金改善実施期間1か月当たりの金額を含む) 12,820 円

⑨ 「0」を入力する

⑩ 自動で計算した数値が表示される

注意!! 令和6年度でベースアップ評価料を算定していた医療機関は、令和7年度でも引き続き同評価料を算定するためには、**令和7年度の施設基準（計画書）の届出が必要です!!** (※)

(例)

(2) 賃金改善実施期間

令和	6	4	月	～	令和	7	年	3	月	12	ヶ月
----	---	---	---	---	----	---	---	---	---	----	----

※ 令和7年度の賃金改善期間の終期については、令和6年6月を原則とするが、令和6年4月及び5月についても、ベースアップ評価料を算定し、賃金引き上げを維持することを前提とすること。

もしくは、

(2) 賃金改善実施期間

令和	6	4	月	～	令和	8	年	3	月	24	ヶ月
----	---	---	---	---	----	---	---	---	---	----	----

※ 令和7年度の賃金改善期間の終期については、令和6年6月を原則とするが、令和6年4月及び5月についても、ベースアップ評価料を算定し、賃金引き上げを維持することを前提とすること。

1年度で届出

2年度で届出

※令和6年度における届け出の際、

- ・令和6年度（R7.3）までの1年度分、または
- ・令和7年度分（R8.3）までの2年度分

の計画書を届け出をされたいずれの場合でも、**令和7年6月末日までに計画書の届け出が必要**になります。(ベア料 (I) (II) 共通事項)

令和7年度もベースアップ評価料 (I) のみを算定する場合

① 厚労省ベースアップ評価料特設ページより、(I) 専用の様式 (エクセル) を入手

2. 届出様式 (医療機関用)

厚労省ベースアップ評価料HP

- 外来・在宅ベースアップ評価料 (I) のみを届出する場合 (評価料 I 専用届出様式) ★よりシンプルになりました
- ベースアップ評価料 I 専用届出様式 (Excel形式) [370KB]** [2025.3.31UPDATED]

※記入方法は「記載例」をご参照ください

② エクセルの「届出書添付書類」を記入 ③ 届出書添付書類と計画書を厚生局に提出 (※)

届出種別を「計画書提出」に!

届出種別

「計画書提出」

※「計画書提出」は、既に外来・在宅ベースアップ評価料(I)等の届出を行って、算定を開始している医療機関が、毎年度の賃金改善計画書を提出する場合に選択してください

以下に必ずチェックしてください

毎年8月において、前年度の賃金改善の取組状況について、様式98により、「賃金改善実績報告書」を作成し、報告することについて、理解しました

②届出に関する基本事項

1 保険医療機関に関する情報

届出書添付書類

医療機関名を記載してください
全角文字で記載してください
× ●●●-●●

賃金改善計画書 (令和 7 年度)

録の欄は「別添」シートから転記されるため記載不要です

保険医療機関コード

保険医療機関名

I. 賃金改善実施期間及びベースアップ評価料算定期間

(1) 賃金改善実施期間

令和	7	4	月	～	令和	8	年	3	月	12	ヶ月
----	---	---	---	---	----	---	---	---	---	----	----

(2) ベースアップ評価料算定期間

令和	7	年	4	月	～	令和	8	年	3	月	12	ヶ月
----	---	---	---	---	---	----	---	---	---	---	----	----

※ ベースアップ評価料を算定している期間は、常にベースアップによる賃金改善を実施する必要がある。
※ ベースアップとは、基本給又は決まって毎月支払われる手当 (以下、「基本給等」という) の引上げ (以下、「ベア等」という) をい、定期昇給は含まない。

II-1. ベースアップ評価料による算定金額の見込み【(2)の期間中】

(3) 算定金額の見込み	0円
(4) 翌年度への繰越	0円
(5) 前年度からの繰越	0円
(6) 算定金額の見込み	0円

(I) 専用賃金改善計画書 (届出書は掲載略)

※賃金改善計画書は、②の届出書添付書類に必要事項を入力することで、自動的に入力されます。
令和7年度の計画書に記入する「賃金改善実施期間」は、「令和7年4月～令和8年3月」です。

令和7年度もベースアップ評価料（Ⅱ）も算定する場合

① 厚労省ベースアップ評価料特設ページより、**従来様式（エクセル）** を入手 ※

※（Ⅱ）については、簡素化版の様式はありません！！

2. 届出様式（医療機関用）

厚労省ベースアップ評価料HP

○外来・在宅ベースアップ評価料（Ⅰ）のみを届出する場合（評価料Ⅰ専用届出様式）

こちらを使用 ありません

ベースアップ評価料Ⅰ専用届出様式（Excel形式） [370KB] ④ 【2025.3.31UPDATED】

○上記以外の場合（従来版様式）

ベースアップ評価料届出様式（Excel形式） [331KB] ④ 【2025.3.31UPDATED】

※記入方法は「記載例」をご参照ください

② エクセルの「別添2」と「様式95」※「様式96」に必要事項を記入

別添2

特掲診療料の施設基準に係る届出書

保険医療機関コード 又は保険薬局コード	1234567	届出番号	
連絡先 担当者氏名	日歯 太郎	電話番号	03-1111-2222

「計画書提出」を選択

（届出事項）
（選択してください）
 歯科外来・在宅ベースアップ評価料（Ⅱ）の施設基準に係る届出

当該届出を行う前6か月間において当該届出に係る事項に關し、不正又は不当な届出（法令の規定に基づくものに限る。）を行ったことがないこと。
 当該届出を行う前6か月間において負担規則及び負担規則並びに施設基準に基づき厚生労働大臣が定める指示事項等第三に規定する基準に違反したことがなく、かつ現に違反していないこと。

様式96

（ 外来・在宅ベースアップ評価料（Ⅱ）
歯科外来・在宅ベースアップ評価料（Ⅱ） ）の施設基準に係る届出書添付書類（新規・3、6、9、12月の区分変更）

1 保険医療機関コード 1234567
保険医療機関名 日歯デンタルクリニック

2 届出を行う評価料
 外来・在宅ベースアップ評価料（Ⅰ）
 歯科外来・在宅ベースアップ評価料（Ⅱ）

3 該当する届出
算出を行う月の通知別表7を参照）
 新規
 区分変更（ 3月 6月 9月 12月 ）

※ 新規の場合の「算出を行う月」は以下のように考えます。
ただし、各月の最初の開庁日に届出する場合に、ベースアップ評価料は「届出する月」の翌月から算出されます。

届出する月	算出を行う月
3月	

継続算定の場合には「3月」を選択

※「様式95」は、「様式96」を記入するために必要であることから、あわせて提出が必要になる。ここでは様式95の掲載は省略。

③ エクセルの「別添」（歯科診療所及びⅡを算定する有床診療所）に必要事項を記入

（歯科診療所）賃金改善計画書（令和7年度分）

保険医療機関コード
保険医療機関名

賃金改善計画書

I. 賃金引上げの実施方法及び賃金改善実施期間等

(1) 賃金引上げの実施方法

- 令和6年度又は令和7年度において、一律の引上げを行う。
 令和6年度及び令和7年度において、段階的な引上げを行う。

※ 令和5年度との比較で、令和6年度と令和7年度で同じ水準の賃金引き上げを行う場合は、「一律の引上げを行う」を選択すること。
令和6年度のベースアップ評価料による算定金額の一部を繰り越すなどして、令和5年度との比較で、令和6年度と令和7年度で段階的な賃金改善を行う場合は、「段階的な引上げを行う」を選択すること。

(2) 賃金改善実施期間

令和7年4月～令和8年3月 12ヶ月

※ 令和7年度の賃金改善期間の終期については、令和8年3月を原則とするが、令和8年4月及び5月についても、ベースアップ評価料を算定し、賃金引き上げを継続することを前提とする。

(3) ベースアップ評価料算定期間

令和7年4月～令和8年3月 12ヶ月

※ 「(3) ベースアップ評価料算定期間」中は、常にベースアップを実施する必要がある。
※ ベースアップとは、基本給又は決まって毎月支払われる手当の引上げ（以下、「ベア等」という）をいい、定期昇給は含まない。
※ また、ベア等にはベア等を実施することにより連動して引き上がる賞与や時間外手当、法定福利費等の事業主負担の増額分についても含むこととする。なお、業績に連動して引き上がる賞与分については含まない。

II 歯科外来・在宅ベースアップ評価料（Ⅱ）等の届出有無

有

※ 歯科外来・在宅ベースアップ評価料（Ⅱ）等を届け出ない場合は、以下(4)の「歯科外来・在宅ベースアップ評価料（Ⅰ）等による算定金額の見込み」及び「歯科外来・在宅ベースアップ評価料（Ⅰ）等の算定により算定される点数の見込み」は「(参考) 賃金引き上げ計画書作成のための計算シート（IIを算定しない診療所向け）」により計算を行うこと。

④ 「別添2」、「様式95」、「様式96」、「賃金改善計画書」の4点を厚生局へ提出

歯科外来・在宅ベースアップ評価料（Ⅰ）（Ⅱ）とも、
賃金改善「報告書」の提出もお忘れなく!!
令和6年度に同評価料を算定していた医療機関における、
報告書の提出期間は令和7年の8月中です!!（いわゆる8月報告）

ベースアップ評価料（Ⅰ）

ベースアップ評価料（Ⅱ）

様式は共通、両方算定の場合でも報告書は1枚のみでOK!

厚労省ベースアップ評価料HP

7. 賃金改善実績報告書様式（医療機関用・訪問看護ステーション用）

ベースアップ評価料の届出を行っている医療機関及び訪問看護ステーションは、毎年8月において、前年度における賃金改善の取組状況を評価するため、「賃金改善実績報告書」を以下の様式により作成し、地方厚生(支)局長に報告する必要があります。
なお、従来版のベースアップ評価料届出様式（Excel形式）の報告書シートを用いて、報告を行うことも可能です。従来版様式を用いて報告を行う際は特に以下の注意点をご確認の上で、報告を行ってください。

報告書専用様式（医療機関用）

- 病院及び有床診療所用 報告書様式 [336KB] [\[NEW\]](#) / [PDF 記載例 \[161KB\]](#) [☐ \[NEW\]](#)
- 診療所及び歯科診療所用 報告書様式 [337KB] [☐ \[NEW\]](#) / [PDF 記載例 \[126KB\]](#) [☐ \[NEW\]](#)

こちらを使用

※記入方法は「記載例」をご参照ください

記載例をもとに報告書を記入し、表紙とともに厚生局へ提出

別添

（診療所及び歯科診療所用）賃金改善実績報告書（令和6年度分）

保険医療機関コード	
保険医療機関名	
所在地	都道府県 <input type="text"/> (選択してください)
住所	
連絡先	担当者氏名 <input type="text"/>
	電話番号 <input type="text"/>

賃金改善報告書

I. 賃金改善実施期間及びベースアップ評価料算定期間

(1) 賃金改善実施期間	令和6年4月 ~ 令和7年3月	12ヶ月
(2) ベースアップ評価料算定期間	令和6年6月 ~ 令和7年3月	10ヶ月

II-1. ベースアップ評価料による収入の実績額【(2)の期間中】

(3) 外来・在宅ベースアップ評価料（Ⅰ）等による収入の実績額	円
(4) 外来・在宅ベースアップ評価料（Ⅱ）等による収入の実績額	円
(5) ベースアップ評価料による収入の実績額【(3) + (4)】	0円

II-2. ベースアップ評価料による収入の繰越状況

※ ペア等とは、基本給又は決まって毎月支払われる手当の引上げをい、定期昇給は含まない。

(6) 翌年度への繰越予定額	円
(7) 前年度からの繰越額（令和7年度分報告時のみ記載）	円

(8) ベースアップ評価料による収入の実績額のうち、当該年度における対象職員のペア等及びそれに伴う賞与、時間外手当、法定福利費等に充当すべき金額【(5) - (6) + (7)】	0円
(9) (8) について全てペア等及びそれに伴う賞与、時間外手当、法定福利費等に充当しているか。	<input type="checkbox"/>

問題なし

- 以下、基本給等総額については1ヶ月当たりの額を記載してください。
- ※ 「基本給等総額」には、給与のうち、基本給及び決まって毎月支払われる手当の合計を計上すること。
- ※ ペア等の定義はII-2を参照のこと。
- ※ 定期昇給による賃金増加分は、「賃金改善した後の対象職員の基本給等総額」及び「ペア等による賃金改善実績額（1ヶ月分）」には含まないこと。

【ベースアップ評価料対象職員について】

III. ベースアップ評価料対象職員（全体）の基本給等（基本給又は決まって毎月支払われる手当）に係る事項

(10) 対象職員の常勤換算数【賃金改善実施期間（1）の開始月時点】	人
(11) 賃金改善した後の対象職員の基本給等総額【賃金改善実施期間（1）の開始月時点】	円
(12) ペア等による賃金改善実績額（1ヶ月分）	円
(13) ペア等による賃金増率【(12) ÷ ((11) - (12))】	0.0%

【ベースアップ評価料対象外職種について】

※上記でベースアップ評価料対象職種に計上した職員を除く

(14) 以下のIV又はVに該当する職員の在籍有無	
○ 在籍している	
○ 在籍していない	

※ 以下は(14)で「在籍している」と回答した場合のみ記載すること。

IV. 40歳未満の勤務医師、勤務歯科医師の基本給等に係る事項

(15) 40歳未満の勤務医師等の常勤換算数【賃金改善実施期間（1）の開始月時点】	人
(16) 40歳未満の勤務医師等の基本給等総額【賃金改善実施期間（1）の開始月時点】	円
(17) ペア等による賃金改善実績額（1ヶ月分）※賃金改善を実施していない場合は0円	円
(18) ペア等による賃金増率【(17) ÷ ((16) - (17))】	0.0%

V. 事務職員の基本給等に係る事項

(19) 事務職員の常勤換算数【賃金改善実施期間（1）の開始月時点】	人
(20) 事務職員の基本給等総額【賃金改善実施期間（1）の開始月時点】	円
(21) ペア等による賃金改善実績額（1ヶ月分）※賃金改善を実施していない場合は0円	円
(22) ペア等による賃金増率【(21) ÷ ((20) - (21))】	0.0%

本報告書の記載内容に虚偽が無いことを証明するとともに、記載内容を証明する資料を適切に保管していることを誓約します。

令和 年 月 日 開設者名: _____

【記載上の注意】

- 本報告書において、「外来・在宅ベースアップ評価料（Ⅰ）等」とは、「外来・在宅ベースアップ評価料（Ⅰ）」及び「歯科外来・在宅ベースアップ評価料（Ⅰ）」のことをいう。
- 本報告書において、「外来・在宅ベースアップ評価料（Ⅱ）等」とは、「外来・在宅ベースアップ評価料（Ⅱ）」及び「歯科外来・在宅ベースアップ評価料（Ⅱ）」のことをいう。
- 本報告書において、「ベースアップ評価料」とは、「外来・在宅ベースアップ評価料（Ⅰ）等」及び「外来・在宅ベースアップ評価料（Ⅱ）等」のことをいう。
- 「対象職員の常勤換算数」は、当該時点における対象職員の人数を常勤換算で記載すること。常勤の職員の常勤換算数は1とする。常勤でない職員の常勤換算数は、「当該常勤でない職員の所定労働時間」を「当該保険医療機関において定めている常勤職員の所定労働時間」で除した数（当該常勤でない職員の常勤換算数が1を超える場合は、1とする。）



様式90

外来・在宅ベースアップ評価料（Ⅰ）（Ⅱ）
歯科外来・在宅ベースアップ評価料（Ⅰ）（Ⅱ）
入院ベースアップ評価料

報告書表紙

「賃金改善実績報告書」

- 「外来・在宅ベースアップ評価料（Ⅰ）」（「歯科外来・在宅ベースアップ評価料（Ⅰ）」を含む）を算定する診療所（歯科）または「外来・在宅ベースアップ評価料（Ⅱ）」（「歯科外来・在宅ベースアップ評価料（Ⅱ）」を含む）を算定する有床診療所（歯科）においては、別途「（診療所）賃金改善実績報告書」を提出すること。
- 「歯科外来・在宅ベースアップ評価料（Ⅰ）」（「外来・在宅ベースアップ評価料（Ⅰ）」を含む）を算定する診療所（歯科）または「歯科外来・在宅ベースアップ評価料（Ⅱ）」（「外来・在宅ベースアップ評価料（Ⅱ）」を含む）を算定する有床診療所（歯科）においては、別途「（歯科診療所）賃金改善実績報告書」を提出すること。
- 「外来・在宅ベースアップ評価料（Ⅰ）」及び「入院ベースアップ評価料」を算定する病院及び有床診療所においては、別途「（病院及び有床診療所）賃金改善実績報告書」を提出すること。